

年 月 日

相続等に関する申出書

(宛先)

埼玉県自動車税事務所長

次の事由に該当しますので、下記の過誤納還付金(還付加算金を含む)については、私(申出人)あて還付してください。なお、私(申出人)が一切の責任を負うことを約束します。

申出事由

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 納税義務者の死亡による(代表)相続人 | 2 納税義務者の破産による破産管財人 |
| 3 納税義務者(法人)の清算による清算人 | 4 その他の法定代理人() |

申出人 郵便番号

□	□	□	-	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

フリガナ
住 所
フリガナ
氏 名

電話番号 ()

記

自動車登録番号	種類	年度	還付の発生原因及び発生年月日
春日部 熊谷 大宮 所沢 川越 川口 越谷	種別割		1 抹消 2 二重納付 3 減免 4 その他()
かな	環境性能割	年度	年 月 日
納税義務者住所			
納税義務者氏名			

切り取り線

※「種別割」は、改正前の地方税法に規定する自動車税を含みます。

※「環境性能割」は、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割をいい、改正前の地方税法に規定する自動車取得税を含みます。

○ 添付書類(発行後6か月以内のもの、写し可) * 次の何れかの該当するもの

- 1 納税義務者がお亡くなりになったことと相続権が確認できる戸籍謄本等及び申出人の運転免許証・健康保険証等(申出時点で有効なもの)
- 2 破産管財人・清算人であることを証する商業登記簿謄本・裁判所の証明書等
- 3 法定代理人であることを証する裁判所の証明書等

○ 提出期限

- ・ 抹消 抹消登録日が 1~15日まで ⇒ その月の25日まで
16~月末まで ⇒ 翌月の10日まで
- ・ 二重納付 ⇒ 2回目の納付から10日以内
- ・ 減免・課税保留・更正請求 ⇒ 減免、課税保留、更正請求の申請時

○ 注意事項 (必ずお読みください)

- 1 複数の種類及び年度の税金の還付を受ける場合は、種類別かつ年度ごとに1通ずつ作成してください。
- 2 還付の発生原因を○で囲み、発生年月日を記入してください。
発生年月日は、抹消の場合は登録日、二重納付の場合は2回目の納付日です。

○ 提出先

郵送の場合は、自動車税事務所(さいたま市大宮区下町3-8-3)あて送付してください。

埼玉県 自動車税事務所	〒330-0844	さいたま市大宮区下町3-8-3	TEL 048(658)0225
大宮支所	〒331-8550	さいたま市西区中釘2152	TEL 048(623)0600
熊谷支所	〒360-0844	熊谷市御稜ヶ原701-5	TEL 048(532)8011
所沢支所	〒359-0026	所沢市牛沼690-1	TEL 04(2998)1321
春日部支所	〒344-0042	春日部市増戸752-5	TEL 048(763)4111